

令和6年度第1期財務監査及び行政監査
の結果に関する報告並びに監査委員の意見
の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第
1項による財務監査及び同条第2項による行政監査の結
果に関する報告並びに監査委員の意見について、同条第
9項及び第10項の規定により別紙のとおり公表します。

令和6年12月27日

市川市監査委員	植 草 耕 一
同	草 薙 信 久
同	中 山 幸 紀
同	加 藤 武 央

令和6年度第1期財務監査及び行政監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

- (1) 地方自治法第 199 条第 1 項による財務監査
- (2) 地方自治法第 199 条第 2 項による行政監査

2 監査の対象

- (1) 事務事業の範囲

令和 5 年度事務事業（必要に応じて令和 6 年度及び過年度の事務も対象とした。）

- (2) 対象部署

- ① 市民部

自治振興課、NP0・市民活動支援課、八幡市民複合施設開設準備担当室、市民安全課、市民課、総合市民相談課、国民年金課、大柏出張所、市川駅行政サービスセンター

- ② 街づくり部

街づくり計画課、街づくり整備課、公園緑地課、開発指導課、建築指導課、空家対策課

- ③ 道路交通部

交通計画課、道路管理課、道路建設課、道路安全課

- ④ 下水道部

下水道経営課、下水道建設課、河川・下水道管理課

- ⑤ 消防局

消防総務課、企画管理課、指令課、予防課、警防課、救急課、東消防署、西消防署、南消防署、北消防署

- ⑥ 議会事務局

庶務課、議事課

- ⑦ 選挙管理委員会事務局

- ⑧ 農業委員会事務局

3 監査の着眼点

- (1) 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ正確に行われているかを主眼とし、最少の経費で最大の効果を挙げているかという観点も踏ま

え監査を実施した。

(2) 行政監査

事務の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から行われているかを主眼とし、事務の執行が、適正かつ正確に行われているか、市の組織及び運営が合理的であるかという観点も踏まえ監査を実施した。

4 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和 6 年 4 月 1 日から同年 12 月 26 日まで

(2) 調査方法

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、必要により現地調査を実施した。

(3) 日程及び実施場所

① 事務局による予備監査

令和 6 年 4 月 1 日から同年 10 月 25 日までの期間、監査の対象部署の事務室等において実施した。

② 監査委員監査

令和 6 年 11 月 6 日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施した。

5 監査の結果

所管する事務事業は、以下の指摘事項及び指導事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

※監査の結果における是正又は改善が必要な事項の区分

指摘事項：法令、条例、規則等に違反があると認められる事項等（軽微な誤りで、速やかに是正することができると認められるものを除く。）

指導事項：指摘事項又は意見とするまでには至らないが、改善を要すると認められる事項等

(1) 指摘事項

① 特定空家等の除却に係る行政代執行に要した費用の徴収に係る債権管理について（街づくり部 空家対策課）

市は、令和 2 年度に、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 9 項（現行の第 22 条第 9 項）の規定に基づき、特定空家等（本件においては建物及び鉄柱）を除却する行政代執行を行い、この行政代執行に要した費用（以下

「本件代執行費用」という。)につき、行政代執行法第 2 条の規定に基づき、義務者(本件においては特定空家等の登記名義人の相続人。以下「本件義務者」という。)から徴収することとし、収入すべき金額等について決定した上で、本件義務者に対し、納入の通知、督促、催告、財産調査(以下「本件事務処理」という。)を行っているが、これらの前提となる市川市財務規則(以下「財務規則」という。)に基づく調定の手続を行っていないことが確認された。

歳入の収入に係る調定の手続につき、地方自治法施行令第 173 条の 6 を受けた財務規則では、第 28 条第 1 項において、「所属長は、歳入を収入しようとするときは、(中略)歳入予算の科目ごとに調定書により調定を行うものとする。」と、同条第 2 項において、「所属長は、前項の規定による調定に係る市税徴収簿又は税外収入整理簿を調製しなければならない。」と規定し、調定の手続を定めている。また、第 29 条において、「随時の収入で納入の通知を発するものの調定期限は、原因の発生したときとする」旨規定し、調定の時期を定めている。

そこで、これら規定に照らして本件事務処理を見ると、空家対策課においては、本件義務者に対し、令和 2 年 12 月 9 日付けで「代執行費用納付命令書」を送付することにより、本件代執行費用に係る納入の通知を行っていることから、その調定に係る時期及び手続としては、原因の発生したときである同日に、歳入予算の科目ごとに調定書により調定を行うとともに(財務規則第 28 条第 1 項、第 29 条)、税外収入整理簿を調製しなければならなかったが(財務規則第 28 条第 2 項)、これらの手続は一切行われていなかった。また、同日以降、予備監査実施時点(令和 6 年 6 月)に至るまでも、調定に係るこれらの手続は行われていないことが確認された。

よって、本件事務処理は、財務規則に違反したものであることから、本件代執行費用につき、速やかに、財務規則に基づく調定及び税外収入整理簿の調製を行い、適正な債権管理を行われたい。

② 道路使用料(道路占用料)について(道路交通部 道路管理課)

道路法第 32 条第 1 項は、道路に工作物等を設け、継続して道路を使用する場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない旨規定し、また、道路の占用につき徴収する道路占用料の額及び徴収方法については、同法第 39 条第 2 項の規定に基づく市川市道路占用料条例(以下「条例」という。)において必要な事項が規定されている。

令和 5 年度における道路占用料の収入について調査したところ、条例の改正により令和 5 年 4 月 1 日から道路占用料の単位当たりの額(以下「単価」という。)が改定されているにもかかわらず、改定前の単価に基づいて道路占用料

の額を算出し調定を行ったため、本来徴収すべき額よりも少ない額で徴収していた事案が確認された。

道路管理課では、道路占用料の額の算出に当たり、2つのエクセルシートを用いて自動計算している。1つは、占用物件の区分に応じた道路占用料の単価を入力した単価シートと、もう1つは、当該単価を引用して、許可申請のあった占用物件に応じて面積等を入力すると道路占用料の額が計算される自動計算シートである。

本事案に係る占用物件である看板については、理由不明であるが、単価シートから自動計算するシートに当該単価を引用する設定をせずに、改定前の1平方メートル当たりの単価を基に手計算した看板1枚当たりの額を直接自動計算シートに入力するという、単純ではあるが、重大な事務誤りによって道路占用料の額に誤りを生じさせたものである。

また、道路管理課では、実際に賦課徴収する道路占用料の額の算出という、重要な財務会計行為の一環をエクセルの自動計算シートで行っているにもかかわらず、これを年度ごとに保存することなく、上書きして使用するという運用をしているため、道路占用料の額に誤りがあった場合等に、その誤りだけでなく、当該年度に行った他の全ての道路占用料の額の算出が正しいものであったかどうかに拡大して検証しようとしてもすることができないという実態となっている。

本事案については、予備監査後に改定後の単価に基づいて道路占用料の額を正しく算出し直し、令和6年8月20日に不足額について調定した上で対象者に請求を行い、同年9月18日に収納されたが、算出誤りによって本来徴収すべき歳入に不足が生じることは、市に損害を与えることになるとともに、負担の公平性が損なわれることにもなることから、道路占用料の額の算出誤りを予防するための仕組みを構築するとともに、適切なチェックを行うことにより再発防止を徹底されたい。

また、後日においても道路占用料の額の算出の過程を正確に確認し、及び検証することができるよう、年度ごとに計算シートを保存するなど、適切なデータ管理を行われたい。

(2) 指導事項

区 分	件 数
歳 入	8
歳 出	1
財 産	1
補助金	16
契 約	2
公 金	7
文 書	11
その他	2
合 計	48

※市川市監査基準等細則の規定に基づき、監査結果報告には性質別に区分した件数を記載。

6 監査委員の意見

今回の監査を踏まえ、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき、次のとおり意見を付記する。

(1) 同種の 2 つの補助金の統合について（市民部 自治振興課）

市は、LED による防犯灯を設置する自治会等に対し、2 種類の補助金を交付している。1 つは、市民部自治振興課が所管する「市川市防犯灯設置費等補助金」（以下「防犯灯補助金」という。）で、設置工事に要した経費に 100 分の 95 を乗じて得た額を補助するものであり、もう 1 つは、経済観光部商工業振興課が所管する「市川市街のあかり維持事業補助金」（以下「街のあかり補助金」という。）で、商業団体の解散等の理由により、電気の供給が停止された街路灯に代えて自治会等が LED 灯を設置する場合に、設置工事に要した経費に 100 分の 5 を乗じて得た額を補助するものである。上記の防犯灯補助金と合わせて補助対象経費の 10 割を補助することで、地域に街のあかりを維持し市民の安心及び安全を確保することに寄与している。

街のあかり補助金は、商工業振興課が所管する補助金ではあるが、申請者が自治会等であることから、自治振興課が防犯灯補助金と合わせて交付申請書類の受付を行うことで、申請者の負担軽減が図られるとともに、交付申請の実質的な審査の一部を省略でき、事務処理の効率化が図られている。このため、商工業振興課で行う事務は、交付可否決定に係る決裁手続や、支出負担行為その他の支出事務などに限定されている。

このような事務処理体制の現状を踏まえると、LED 灯の設置に対する 2 種類の

補助金を別々の補助金として異なる部署が所管する必要性は乏しく、むしろ、街のあかり補助金を防犯灯補助金の一部とし、1つの補助金として扱うこととすれば、それぞれの部署において二重に行っている決裁手続や支出事務についても一本化することができ、更なる効率化が期待できる。よって、自治振興課においては、商工業振興課と連携し、補助金の統合について検討されたい。

なお、これら2種類の補助金を統合した場合においても、商業団体の解散等に関する補助要件の確認など一部の事務処理については、引き続き、商工業振興課と連携して行われたい。